

安城市社会福祉事務所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 6 6 号

安城市社会福祉事務所処務規則の一部を改正する規則

安城市社会福祉事務所処務規則（昭和 4 9 年安城市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表子育て支援課の項中「子育て支援課」を「こども課」に、「児童家庭係」を「こども家庭係」に改める。

第 3 条第 4 項中「子育て支援課」を「こども課」に改め、同項の表児童家庭係の項中「児童家庭係」を「こども家庭係」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。